省令

○経済産業省令第一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第一種ダム水路主任技術者免状の項に次の一号を加える。

八　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第八条に規定する認定試験合格者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下「高卒認定試験合格者」という。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	高卒認定試験合格者となつた後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十四年以上

第一条第一項の表第二種ダム水路主任技術者免状の項に次の一号を加える。

六　高卒認定試験合格者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	高卒認定試験合格者となつた後七年以上（三年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）

第一条第一項の表第一種ボイラー・タービン主任技術者免状の項に次の一号を加える。

九　高卒認定試験合格者	ボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用	高卒認定試験合格者となつた後十四年以上（十年以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験（五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）を含むものに限る。）

第一条第一項の表第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の項に次の一号を加える。

九　高卒認定試験合格者	ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用	高卒認定試験合格者となつた後七年以上（五年以上の発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十二号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	平成二十四年十二月二十八日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	新生活の党（しんせいかつとう）
異動事項	旧
政党その他の政治団体の名称	生活の党（せいかつとう）
代表者の氏名	森　裕子

異動の届出年月日	平成二十四年十二月二十八日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	新生活の党（しんせいかつとう）
異動事項	旧
政党その他の政治団体の名称	日本未来の党（にっぽんみらいとう）
代表者の氏名	嘉田由紀子

○総務省告示第二十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十三号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	平成二十四年十二月二十八日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	新生活の党（しんせいかつとう）
異動事項	旧
政党その他の政治団体の名称	生活の党（せいかつとう）
代表者の氏名	森　裕子

異動の届出年月日	平成二十四年十二月二十八日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	新生活の党（しんせいかつとう）
異動事項	旧
政党その他の政治団体の名称	日本未来の党（にっぽんみらいとう）
代表者の氏名	嘉田由紀子

○法務省告示第三十六号

名古屋市西区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年二月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、西区役所又は名古屋法務局に照会すること。

平成二十五年一月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

名古屋市新道町三百五十六番戸　加藤義三郎

○法務省告示第三十七号

大阪府岸和田市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年二月二十八日までに同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、岸和田市役所又は大阪法務局岸和田支局に照会すること。

平成二十五年一月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪府南郡山直上村大字稲葉三十九番屋敷　蛸川文治郎